

(5) 公共調達以外における独自の取組事例

		1	2
都道府県名		北海道	
市町村名		深川市	千歳市
担当部課名		企画総務部企画課	市民環境部男女共同参画推進課
TEL		0164-26-2215	0123-24-0559
1	導入時期	平成23年4月	平成22年7月13日～7月27日
2	項目	深川市育児休業取得支援助成金制度	企業における仕事と家庭の両立推進に関する調査
3	概要	<p>就業者が出産・育児を経て職場に復帰できるよう、「仕事」と「家庭」の両立を支援するため、育児休業取得を推進する事業者に対して助成金を支給。</p> <p>■支給要件</p> <p>・就業者</p> <p>1.平成23年4月1日以降に育児休業から職場復帰をしたこと。</p> <p>2.6カ月以上継続雇用されたのち、育児休業を3カ月以上取得し、復帰後1カ月以上継続雇用されていること。</p> <p>※産後休業した期間があり、かつ産後休業の終了後引き続き育児休業した場合には、産後休業を含め3カ月以上の場合も支給要件に該当。</p> <p>・事業者</p> <p>1.常時雇用の従業員が企業全体で100人以下であること。</p> <p>2.深川市内に本社がある、または助成金対象休業者の勤務先が市内の事業所・事務所であること。</p> <p>3.市税の滞納や過去に重大な法令違反がないこと。</p> <p>4.雇用保険適用の事業者で、育児休業に関する事を就業規則に規定していること。</p> <p>※申請は1企業1回のみ。</p> <p>※国・道の育児休業取得促進制度の対象企業であっても助成の対象とする。</p> <p>■助成額 30万円</p>	<p>少子高齢化の進展の中、子育てしやすい社会づくりを推進するため、市内の民間事業所における「仕事と家庭の両立」支援についての取組状況や考え方を把握するとともに、市と企業等との協働による両立支援策などを検討するための基礎資料とすることを目的として実施</p>
4	申請等に必要書類	<p>1 深川市育児休業取得支援助成金交付申請</p> <p>2 助成金対象休業者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写し)</p> <p>3 育児休業を取得したことが確認できる書類および職場復帰をして1カ月以上継続して雇用されていることが確認できる書類でつぎのもの</p> <p>・育児休業取得申出書(写し)</p> <p>・母子健康手帳等、子の出生を確認できる書類(写し)</p> <p>・育児休業期間および休業明け1カ月以上の出勤簿等・賃金台帳(写し)</p> <p>4 就業規則または労働協約(写し)</p> <p>5 事業者の市税の滞納がないことが確認できる書類(納税証明書等)または同意書(同意書添付の場合は当方で滞納の確認を行う。)</p>	
5	実施に当たって留意・工夫した点		<p>市が平成18年度に実施した「仕事と家庭の両立推進に関する調査」と同等の設問を設けることで、過去4年間の企業意識の推移を数値的に把握した。</p>
6	取組の実績・効果	平成23年度助成実績 6件 1,800,000円	<p>○調査対象:市内の民間事業所から抽出した1,000事業所</p> <p>○調査基準日:平成22年7月1日</p> <p>○調査方法:郵送による調査票の配布・回収</p> <p>○回収率:39.2%(有効回答数368件)</p> <p>○その他:緊急雇用創出推進事業の実施対象事業</p> <p>○成果品:</p> <p>「企業における仕事と家庭の両立推進に関する調査」結果の概要</p> <p>「企業における仕事と家庭の両立策真に関する調査」結果報告書</p>
7	今後の課題	事業者等への周知	<p>・今調査結果において、「知らない」や「わからない」という回答が多かったことから、仕事と家庭の両立に関する現行の制度や、両立支援のための具体的な取組方法、先進企業の取組事例などの情報を、関係機関等と連携を図り、企業や利用者の立場で効果的に提供できるよう、検討していく。</p> <p>・また、両立推進の企業側のメリットや、男性も女性も仕事と家庭生活を両立させ、十分に能力を発揮して働き続けることができる新たな人事労務管理の必要性などについての普及啓発を行うとともに、市独自の取組については、今調査結果を参考として、企業にとって魅力的かつ効果的な取組の実施に向けて、今後さらに検討していく。</p>
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.city.fukagawa.lg.jp/web/section/shoko/11305003.php	http://www.city.chitose.hokkaido.jp/index.cfm/71.22486.98.html

		3	4
都道府県名		北海道	
市町村名		石狩市	網走市
担当部課名		企画経済部協働推進・市民の声を聴く課	企画総務部企画調整課企画係
TEL		0133-72-3153	0152-44-6111(内線372)
1	導入時期	平成10年4月	平成16年11月
2	項目	石狩市優良事業所表彰	広報紙への男女共同参画コーナー「ひゅーら」の掲載
3	概要	<p>市内に所在する優良な商工業の事業所を表彰することにより、より良い商品やサービスの提供と安全で快適な職場環境の整備等を促し、従業員の資質と勤労意欲の向上を図り、市内の商工業の振興を奨励することが目的。</p> <p>表彰基準における該当要件の1つとして、「男女の雇用機会及び待遇の均等化に特に努めている」ことを選択肢に入れている。</p> <p>【優良事業所】市内において同一事業を20年以上継続して行い、経営の合理化、近代化、作業環境及び販売・生産技術並びに雇用環境の改善等に取り組み他の模範となり、地域経済の発展に著しく貢献している事業所</p>	<p>網走市男女共同参画プランの推進状況について点検・評価する網走市男女共同参画プラン推進会議を設置している。その委員のうち、公募委員の方々に、市広報紙に男女共同参画に関するテーマで毎月A4半分程度原稿を書いてもらい、広く市民に男女共同参画に関する情報を提供している。</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点		<p>内閣府発行の「共同参画」を情報提供として配付、また、適宜編集会議を開催し、各委員の担当広報紙を決めるほか、情報交換の場を設けている。また、希望者には、市内開催の男女共同参画に関する講座、札幌市内で開催される北海道女性プラザ祭において実施される講演会等に参加機会を提供している。</p>
6	取組の実績・効果		<p>平成23年に行った男女共同参画に関する市民意識アンケートによると、「ひゅーらを知っている」と答えたのは全回答者数の約23パーセント(調査対象者男女1,000人・回答者数282人)</p>
7	今後の課題	表彰対象となる事業所が限定されてきている。	<p>広報紙への掲載は、意識醸成について有効な手段ととらえている。今後も、委員への男女共同参画に関する幅広い情報提供とひゅーら原稿への反映をはかっていきたい。</p>
8	その他特記事項		<p>当市では、その他にも図書館での男女共同参画コーナーの設置、網走市男女共同参画プラン推進協議会と連携して講座を開設するなどの取り組みを行っている。</p>
9	参考URL	http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/citizen/life/syoukour05041.html	http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/030shisei/010shisaku/dannjo.html

		5	6
都道府県名		北海道	岩手県
市町村名		帯広市	奥州市
担当部課名		市民活動部男女共同参画推進課	総務企画部まちづくり推進課
TEL		0155-65-4134	0197-35-2111(内線322)
1	導入時期	平成18年7月	平成18年4月(合併前の旧水沢市では平成15年6月から実施)
2	項目	子育て応援事業所促進奨励金	奥州市男女共同参画相談所
3	概要	要件を満たした育児休業取得者1人につき、15万円(定額)を事業主に支給する。 ○対象者資格条件:子の出生後3カ月以上育児休業を取得(労働基準法に定める産後休業期間を除く)し、育児休業期間の終了後職場復帰し、以降1カ月以上継続して雇用されている人で、次のいずれにも該当する人 (1)平成18年7月1日以降育児休業休暇を取得した人 (2)雇用保険の被保険者(ただし、市長が認める場合は、この限りではない) ○事業所の要件 (1)子育て応援事業所であること (2)本市内の事業所であって雇用保険適用事業所であること (3)労働関係帳簿を整理しており、かつ市税の滞納がないもの(納税状況により対象となる場合がある)	奥州市男女共同参画推進条例及び奥州市男女共同参画計画に基づき、性別による差別的な取扱い及び暴力的行為その他の男女共同参画の推進を阻害する要因に関する市民からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。
4	申請等に必要書類	雇用されている労働者が育児休業を取得して3カ月を経過した日の翌日から3カ月以内に「育児休業取得計画書」を提出	
5	実施に当たって留意・工夫した点	【平成21年度からの見直し】 制度化から3年が経過し、一部の特定事業所へ支給が集中している傾向があることから、当制度の趣旨を鑑み、1年度内において1事業所当たり5人までの支給対象人数の上限を設定した。 【平成24年度からの見直し】 従来、運用上「1法人＝1事業所」として奨励金を交付していたが、同一法人から複数の事業所が「子育て応援事業所」に登録するケースもあり、特定の法人や業種への偏りを避け、育児休業制度の普及について全市的な広がりを持たせるため、奨励金の支給対象について、同一法人に複数の対象事業所がある場合は、当該法人を対象に5人を上限として交付することとした。	より相談しやすいものになるよう、相談所名称を「男女共同参画何でも相談室」と変更の上PR ・対面相談だけでなく、電話による相談も受け付ける
6	取組の実績・効果	【実績】 奨励金支払実績 H23年度 46名 6,900,000円 【効果】 市内事業所における育児休業制度の普及と子育てしやすい環境整備をすすめる。	相談受付実績 H15:5件 H16:10件 H17:11件 H18:13件 H19:7件 H20:3件 H21:4件 H22:5件 H23:2件
7	今後の課題	事業の周知と労働環境の整備	市の他の相談業務(人権相談、婦人相談等)と相談内容の重複があることから、本相談業務の実施方法に関する検討が必要
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kodomomiraibu/kosodatেশienka/b080101kosodatəouen_bosyu.jsp	

		6	7
都道府県名		岩手県	福島県
市町村名		奥州市	郡山市
担当部課名		総務企画部まちづくり推進課	市民部男女共同参画課
TEL		0197-35-2111(内線322)	024-924-3351
1	導入時期	平成20年8月	平成16年6月
2	項目	奥州市審議会等委員への女性登用促進要領の制定	郡山市男女共同参画推進事業者表彰
3	概要	男女共同参画社会の実現に向けて、政策や方針の決定過程への参画の拡大を図るため、審議会等の委員への女性の登用を促進する要領を定めた。	平成15年4月に施行した「郡山市男女共同参画推進条例」に基づき、仕事と家庭生活・地域活動との両立支援や女性の積極的な登用など、男女共同参画の推進を積極的に実施している事業者を募集し、表彰する。
4	申請等に必要書類		郡山市男女共同参画推進事業者表彰応募用紙
5	実施に当たって留意・工夫した点	審議会等の新設に伴う委員の選任又は委員の改選若しくは補充に当たっては、委員構成や団体への推薦依頼方法の見直し等について、事前協議を行うこととした。	
6	取組の実績・効果	・審議会等における女性登用率の推移 H20.4.1 26.3% H21.4.1 27.0% H22.4.1 31.7% H23.4.1 29.2%	平成16年度 2社 平成17年度 1社 平成18年度 3社 平成19年度 2社 平成20年度 3社 平成21年度 5社 平成22年度 8社 平成23年度 応募なし ※応募者は毎年増加傾向にあったが、平成23年度は震災による影響のためか、応募者がなかった。
7	今後の課題	推薦団体の性格上女性委員の推薦が難しい場合や、条例や要綱において役職が限定されているため女性枠を設けることができない等の理由により女性登用率の上昇は30%付近で伸び悩んでいる。	・公表により、受賞企業の社会的評価を高める一つ的手段ではあるが、表彰するだけであり、応募に積極的な事業者が少なく、表彰を受けても大きなメリットがない。 ・入札における加点や融資枠の拡大などの検討が必要
8	その他特記事項		
9	参考URL		http://www.city.koriyama.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=14131

		8	9
都道府県名		福島県	茨城県
市町村名		会津若松市	笠間市
担当部課名		企画政策部企画調整課男女共同参画・市民協働推進グループ	市長公室秘書課 男女共同参画推進室
TEL		0242-39-1405	0296-77-1101(内線225)
1	導入時期	平成16年12月	平成19年5月
2	項目	会津若松市男女共同参画推進事業者表彰	男女共同参画推進事業者認定制度
3	概要	市内に事業所を有する事業者が対象。表彰を希望する事業者や他薦で応募があった事業者の中から、男女共同参画推進に取り組むものを男女共同参画審議会の審査により選考し、表彰する。他への波及効果を狙い、市男女共同参画情報紙、ホームページ等でPRする。	<p>○男女共同参画に関する理解を深め、仕事と家庭の両立に配慮しながら男女共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業者を認定し、広く紹介し、市民及び事業者への男女共同参画の意識啓発を図る。</p> <p>○次の各号のいずれかの要件に該当するときは、笠間市男女共同参画推進事業者として認定することができる。</p> <p>(1) 男女の格差解消のための取組を実施していること、又は今年度の実施を予定していること。</p> <p>(2) 男女がともに働きやすい職場環境づくりの取組を実施していること、又は今年度の実施を予定していること。</p> <p>(3) 仕事と家庭、その他の活動を両立するための制度の導入や、実際に利用しやすい環境整備を行っていること、又は今年度の実施を予定していること。</p> <p>(4) その他男女共同参画推進のための取組を実施していること。</p>
4	申請等に必要書類	男女共同参画推進状況報告書	笠間市男女共同参画認定事業者申請書
5	実施に当たって留意・工夫した点	表彰事業者がモデルケースとなることで、他事業者への波及効果が期待される。また、事例調査No.1に記載した報告書が、「第3回会津若松市男女共同参画推進プラン改訂版」の重点事業である「男女共同参画推進事業者紹介及び表彰」の情報源として活用される。	認定で終わらず、毎年度、その年度の取組み状況について報告書の提出をお願いしている。
6	取組の実績・効果	平成16年の実施時から現在まで、計15社を表彰	平成23年度までに15事業者を認定。認定事業者においては、男女共に働きやすい職場づくりを進めるという意識を持たせることができた。
7	今後の課題	継続して実施する予定	・認定後の事業者の取組み支援 ・他事業者への波及
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/ia/ijoho/danio/iusvosva/index.htm	http://www.city.kasama.lg.jp/index.php?code=907

		10	
都道府県名		栃木県	
市町村名		宇都宮市	
担当部課名		市民まちづくり部男女共同参画課	市民まちづくり部男女共同参画課
TEL		028-632-2346	028-632-2346
1	導入時期	平成23年2月	平成19年1月
2	項目	ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの作成、配布	男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」の実施
3	概要	<p>経済情勢の悪化により、企業等が優先的にワーク・ライフ・バランスに取り組みにくい現状において、企業、勤労者双方へのワーク・ライフ・バランスの意義や重要性について理解促進を図る。</p>	<p>男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を發揮することができる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる市内事業者を称え、表彰することにより、男女がともに参画できる社会づくりの促進を図る。</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	<p>ワーク・ライフ・バランスを進める上で役立つ取組のポイントや手順、注意点などをわかりやすく説明するとともに、取組事例や支援制度も掲載するなど、各企業における経営者をはじめ、人事部門等の担当者の方にも活用していただけるような内容にした。</p>	<p>○周知活動 ・実施に当たり、関係各課や経済団体等と連携を図りながら、広く周知している。 ○受賞事業者への対応 ・受賞事業者の取組等を様々な媒体によりPRしている。 ・本市が実施している「ワーク・ライフ・バランス意見交換会」の委員に受賞事業者を指名し、会議に参画していただいている。</p>
6	取組の実績・効果	<p>(平成23年度末現在の実績) 配布部数累計 3,240部</p> <p>(効果) 関係各課や経済団体等と連携を図りながらガイドブックを広く配布し、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性についての周知が図られている。</p>	<p>(平成23年度末現在の実績) これまでの受賞事業者数 8社</p> <p>(効果) 男女共同参画社会の実現を目指し、男女の性別にかかわらず個性と能力を發揮できる、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる市内事業者を「きらり大賞」として表彰することで、企業等のワーク・ライフ・バランスの取組促進が図られている。</p>
7	今後の課題	<p>景気低迷の中、企業が優先的にワーク・ライフ・バランスに取り組みにくい状況にあるが、高齢化社会の進展の中で介護の問題などもあり、企業としても危機感をもってワーク・ライフ・バランスに取り組む必要があるため、積極的に取り組むよう働きかけていく必要がある。</p>	<p>景気低迷の中、企業が優先的にワーク・ライフ・バランスに取り組みにくい状況にあるが、高齢化社会の進展の中で介護の問題などもあり、企業としても危機感をもってワーク・ライフ・バランスに取り組む必要があるため、積極的に取り組むよう働きかけていく必要がある。</p>
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/machizukuri/kvodossankaku/16823/018995.html	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/machizukuri/kvodossankaku/16823/002758.html

		11	12
都道府県名		栃木県	
市町村名		日光市	鹿沼市
担当部課名		健康福祉部人権・男女共同参画課	経済部産業振興課
TEL		0288-21-5148	0289-63-2182
1	導入時期	平成21年4月	平成18年4月
2	項目	日光市男女共同参画推進事業者表彰	企業内子育て環境アップ事業
3	概要	<p>自薦・他薦を問わず、応募・推薦があったものについて「表彰審査委員会」で検討し、「表彰する」としたものを例年3月に行っている「男女共同参画社会づくりフォーラム」内で表彰している。</p> <p>・「男女が共に働きやすい職場を表彰します。」と、「託児所を設けている」「採用や昇給に男女差がない」など、表彰該当事項を幅広く設定している。</p> <p>・対象は、「市内の事業者及び市民団体など」と幅広い。</p> <p>・表彰者には、「男女共同参画推進事業者 認定証」(ステッカー)を渡している。</p>	<p>働きながら安心して出産・子育てができるまちづくりを進めるための7つの補助事業を実施。</p> <p>①労働協約、就業規則等策定支援事業 ②子育て環境アップに伴う労働協約、就業規則等改定支援事業 ③専門家アドバイス契約料支援事業 ④子育て環境アップ対策実施支援事業(育児、介護費用支援事業・育児両立支援事業・男性労働者育児参加促進支援事業) ⑤事業所内託児施設保育士等雇用支援事業 ⑥育児休業代替要員確保等支援事業 ⑦子育て安心サポート事業</p> <p>・実際に両立支援に取り組んでいる企業に対しては、「かめま子育て応援企業」の認定や、法人市民税補助等の優遇策を実施し、更なる充実を応援。</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点		補助対象事業所について、従業員数が概ね30人以上の事業所とすることにより、市内に数多くある中小企業が補助事業を導入しやすくなった。
6	取組の実績・効果	<p>・実績(H21～H23) 平成21年度から23年度まで、毎年度2事業者等つつ表彰している。効果については、未測定。</p>	<p>実績(H18～H23) ・補助事業：8件(育児両立支援事業1件、男性労働者育児参加促進支援事業1件、事業所内託児施設保育士等雇用支援事業3件、育児休業代替要員確保等支援事業1件、子育て安心サポート事業2件) ・かめま子育て応援企業認定：4社</p>
7	今後の課題	自発的な応募が少なく、毎年度苦慮している。入札時の加点等の取組みが望まれる。	制度内容等について、広報紙や企業訪問の際に周知しているが、今後も啓発や労政関係機関等との連携が必要と思われる。
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.city.nikko.lg.jp/jinkendanjo/gyousei/shisei/danjo/index.html	http://www.city.kanuma.tochigi.jp/11.0.174.html

		13	14
都道府県名		埼玉県	千葉県
市町村名		ふじみ野市	鴨川市
担当部課名		市民生活部民相談・人権推進室人権推進係	企画政策課
TEL		049-262-9001	04-7093-7828
1	導入時期	平成22年4月	平成23年6月
2	項目	男女共同参画のまちづくり委託事業	「ワーク・ライフ・バランス」推進のためのチラシの作成・配布配付
3	概要	男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるため、公募により市民団体に啓発事業を委託している。 (1事業あたり12万円を限度に事業提案されたものを審査して3事業までを委託)	平成21年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において「ワーク・ライフ・バランス」の本市の認知度は、1割と低迷しているため、チラシを配布することにより、認知度の向上を図るため発行したものの。
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	男女共同参画に関する多数の事業提案を広く募集するため、チラシの作成、市ホームページ、市広報版、市広報を利用し周知している。さらに、市民団体等の会合に市職員が参加して、直接委託事業の啓発を実施している。	「ワーク・ライフ・バランス」を普及促進するためには、まず事業者等に対して、広報、啓発活動を行うことが重要と考え、事業者(及び労働者)をターゲットとしたチラシを作成。鴨川市商工会会員を対象に発行した。発行にあたっては、鴨川市商工会が年3、4回発行している会報誌に同封したことにより、発送の手間を簡略化することができた。
6	取組の実績・効果	平成23年度においては、①傾聴ボランティア初級養成講座②基礎から学ぶ男の料理教室③映画会(かすかな光へ)の3事業を実施して、多数の市民に男女共同参画の意識啓発をすることができた。	鴨川市商工会全会員(約1,100名)に対し、配付。平成21年度に策定した「鴨川市男女共同参画計画」内のワーク・ライフ・バランスの啓発について、事業を達することが出来た。
7	今後の課題	事業提案をしてくる団体の固定化を防ぐために、受託可能な団体の新規掘り起こしが必要となっているので、男女共同参画社会の必要性や意義を広くPRするとともに様々な活動団体に対して意識啓発や育成支援を行っていく必要がある。	今後も本市の男女共同参画社会をより積極的に実現するために、各種施策を総合的かつ効果的に推進する必要がある。
8	その他特記事項		
9	参考URL		

		15	16
都道府県名		千葉県	東京都
市町村名		流山市	千代田区
担当部課名		総合政策部企画政策課	政策経営部国際平和・男女平等人権課
TEL		04-7150-6064	03-5211-4166
1	導入時期	平成23年4月	平成14年11月(平成17年7月に事業拡充)
2	項目	・流山市審議会等の委員に係る子どもの一時預かり ・流山市保育ボランティア派遣事業	①中小企業従業員仕事と育児支援助成 ②育児・介護休業者職場復帰支援助成
3	概要	<p>・流山市の審議会等の委員に養育する子どもがいる場合、市内ファミリー・サポート・センターで一時預かりが出来るように「流山市審議会等の委員に係る子どもの一時預かりに関する要領」を定めた。</p> <p>・子どもを持つ親の社会参加を促進し、充実した生活ができるように支援することを目的に、市が開催する説明会や講演会等への参加者に対する、子どもの一時預かり保育を実施するため「流山市保育ボランティア派遣事業実施要領」を定めた。</p> <p>・保育料は、市が負担。</p>	<p>①男女がともに働きやすい環境をつくり、仕事と家庭の両立支援を一層充実していくため区内の中小企業者を対象にした助成事業</p> <p>②育児・介護休業中の従業員が、円滑な職場復帰ができるよう、職場復帰に必要な講習や休業期間中の従業員に対し職場の情報提供などを実施した区内の中小事業主に対して、その経費の一部を助成する事業</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	<p>・男女共同参画の視点から、子育て中の市民の意見を伺いながら推進していく必要があることから、審議会等の開催時において、審議会委員に養育する子どもがいる場合、子どもの保育を理由として、審議会の欠席や途中での退席をせざるを得ない状況を回避するため。</p> <p>・子どもを持つ親の社会参加を促進し、充実した生活ができるように支援することを目的に、市が開催する説明会や講演会等への参加者に対する、子どもの一時預かり保育を実施するもの。</p>	<p>いかに企業に周知し、利用してもらうか。そのために、中小企業者の会合の中で、本事業についての説明を行い活用するよう依頼した。また、毎年1回広報紙に掲載し広く周知を図っている。さらに、区の総合ホームページ上でも本制度についてお知らせしている。そのほか、機を見つけては、中小企業者に別添のチラシを配布している。</p>
6	取組の実績・効果		<p>配偶者出産休暇制度は、平成17年度開始以来、平成24年4月1日現在まで140件弱の実績となっており、他の事業より比較的取りやすいものと思われる。</p>
7	今後の課題		<p>配偶者出産休暇制度は利用件数が着実に増加しているが、他の利用実績は微増であるので、積極的な利用を促したい。</p>
8	その他特記事項		
9	参考URL		http://www.city.chiyoda.lg.jp/service/00096/d0009687.html

		17	18
都道府県名		東京都	
市町村名		中央区	港区
担当部課名		総務部総務課	総務部人権・男女平等参画担当
TEL		03-5543-0651	03-3578-2111(内)2027
1	導入時期	平成21年10月	平成22年4月
2	項目	中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業
3	概要	<p>中央区内の企業等が仕事と家庭の両立や男女がともに働きやすい職場を実現するため、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等を中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定し、及び当該認定企業又はその取組事例を広く紹介し奨励するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取組を支援することにより、企業等におけるワーク・ライフ・バランスを推進することを目的として実施する。</p>	<p>1 認定事業の対象 区内に事業所を置き、中小企業基本法第2条第1項各号に該当する企業 2 対象となる取組内容 (1)子育て支援分野(仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる) (2)地域活動支援分野(従業員が地域活動等に参加しやすい環境づくりに取り組んでいる) (3)介護支援分野(仕事と介護の両立支援に取り組んでいる) (4)働きやすい職場環境づくり分野(長時間労働の削減等、働きやすい職場作りを行っている) ※それぞれの取組内容の具体例については以下を参照 3 ワーク・ライフ・バランス認定企業のメリット (1)認定企業を広くPR 「広報みなど」や男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業応援情報誌「こうりゅう」、港区広報番組等において、認定企業を紹介 (2)特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際の加点対象:特別簡易型総合評価方式による入札(試行実施)の地域貢献等評価項目に【港区ワーク・ライフ・バランス推進企業点】を設定</p>
4	申請等に必要書類	中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書 中央区ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣申請書 中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定実績報告書	所定の港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書とレベル診断チェックシート
5	実施に当たって留意・工夫した点	対象を区内に事業所を置く、常時雇用する従業員が300人以下の企業、一般社団法人、一般財団法人等とし、仕事と家庭の両立や男女がともに働きやすい職場の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスに取り組みたい企業や取組をさらに向上させたい企業に対し、専門のアドバイザーを派遣している。	区内対象企業・事業主への周知方法
6	取組の実績・効果	(平成21年度)認定企業5社、アドバイザー派遣3社 (平成22年度)認定企業3社、アドバイザー派遣2社 (平成23年度)認定企業0社、アドバイザー派遣1社	平成23年9月1日に港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査会を開催し、14社の認定を決定(平成22年度は3社)。認定期間は1年間。
7	今後の課題	認定企業及びアドバイザー派遣申請の件数が減少している。	区内対象企業・事業主への周知方法、ワーク・ライフ・バランスの働きかけ
8	その他特記事項	<p>認定のメリットとして (1)認定企業を区のおしらせ等で公表するほか、女性センターホームページに取組内容をはじめ企業紹介等を掲載する。 (2)認定企業は、中央区商工業融資の融資利率優遇を受けられる(別途審査あり)。 (3)認定企業は、区発注契約における総合評価入札の加点や優先指名等の優遇の適用を受けられる。</p>	<p>【取組内容の具体例】 (1)子育て支援分野 ・安心して子どもを産むことができる環境の整備 ・女性も男性も育児休業が取得しやすい環境の整備 ・子育てしやすいようにするための制度の導入・仕事内容への配慮 ・育児休業取得者の職場復帰を支援する制度 など (2)地域活動支援分野 ・企業として地域の子育てを応援するための取組み ・企業として地域活動に貢献するための取組み ・社員が地域活動をするための取組み など (3)介護支援分野 ・介護休業が取得しやすい環境の整備 ・介護しやすいようにするための制度の導入・仕事内容への配慮 ・介護休業取得者の職場復帰を支援する制度 など (4)働きやすい職場環境づくり分野 ・男女とも働きやすい職場環境・風土づくり ・働き方の見直しをするための取組み ・女性の能力活用についての取組み ・男女とも働きやすい職場にするための人事管理面での配慮 ・男女とも能力開発やキャリア・アップができるようにするための支援 など</p>
9	参考URL	http://bouquet21.genki365.net/contents/hp0038/index.php?No=55&CNo=38	http://www.city.minato.tokyo.jp/jinken/kurashi/hewa/danjo/24worklifebalance.html

		19	20
都道府県名		東京都	
市町村名		新宿区	品川区
担当部課名		子ども家庭部男女共同参画課	人権啓発課男女共同参画センター
TEL		03-3341-0801	03-5479-4104
1	導入時期	平成21年4月	平成19年4月
2	項目	男性の育児・介護サポート企業応援事業	中小企業ワークライフバランス支援事業
3	概要	<p>・男性の育児・介護休業等の取得の推進に取り組む区内の中小企業を「サポート企業」として認定・登録し、男性従業員が育児・介護休業等を取得した場合、一定の要件により奨励金を企業に支給するもの。</p> <p>・奨励金は男性従業員が育児・介護休業を14日以上（育児・介護短時間勤務の場合は1か月以上）連続して取得し、当該従業員を休業等の取得後に1か月以上雇用していることなどが条件。</p> <p>・「取得期間（時間）を対象として支払った賃金総額」または「男性従業員の代替要員を雇用した場合の経費」の金額を、30万円を限度に支給する。</p>	<p>○目的 中小企業に対し、これまで仕事重視であった雇用体系の見直しを図り、育児・介護休暇などがとりやすい、仕事と家庭のバランスのとれた雇用環境づくりを支援する。</p> <p>○内容 1. ワークライフバランス導入セミナーの開催（年1回） 2. ワークライフバランスコンサルティング経費助成 3. 事業所内育児スペース整備費助成・ベビーシッター経費助成（22年度から実施）</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	<p>・男女共同参画の視点を盛り込んでいる。</p> <p>・「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」との相乗効果</p> <p>・補助金事業の性質上、要件は厳しく設定</p> <p>・女性従業員に対する負担軽減</p> <p>・中小企業のみを対象</p>	できるだけ多くの事業所に使ってもらうために、この支援をわかりやすくPRすることを心がけた。
6	取組の実績・効果	<p>・平成23年度の実績：登録1社 支給0社 問合せ多数</p> <p>・問合せの中で、男性従業員の育児休業等取得に対し事業主の理解が深まっている。</p> <p>・登録することで、働きやすい企業であることをアピールでき、ワーク・ライフ・バランス実践企業であることを証明できる。</p>	<p>平成23年度実績</p> <p>1. ワークライフバランス導入セミナーの開催：年1回</p> <p>2. ワークライフバランスコンサルティング経費助成：2事業所 1,913,500円</p> <p>3. 事業所内育児スペース整備費助成・ベビーシッター経費助成 (1) 育児スペース整備費助成:1事業所 1,000,000円 (2) ベビーシッター経費助成:6事業所 1,516,475円</p>
7	今後の課題	<p>・中小企業は景気に左右されやすく、ワーク・ライフ・バランスまで取り組めない実態がある。</p> <p>・育児休業等の制度も活用されにくいいため、実績が少ない。</p> <p>・予算の関係で奨励金の上限は設けざるを得ないので、継続的な支援はできない。</p>	この事業を広く周知し、たくさんの事業所に使ってもらうためPRに努める。
8	その他特記事項	中小企業の経営実態は厳しい。ワーク・ライフ・バランスの推進には中小企業に対する経営支援が必要。	
9	参考URL		

		20	21
都道府県名		東京都	
市町村名		品川区	目黒区
担当部課名		人権啓発課男女共同参画センター	総務部人権政策課
TEL		03-5479-4104	03-5722-9214
1	導入時期	平成22年4月	平成24年4月
2	項目	ワーク・ライフ・バランス講座	ワーク・ライフ・バランス推進事業者表彰事業
3	概要	<p>○平成22・23年度:各年度2回</p> <p>①「フルコースウーマン人生を楽しむために～心と体をタフにするセルフサポート・コーチング～」</p> <p>②「心のストレス・デトックス～心のパワーを取り戻して、もっともっとイキイキしよう～」</p>	仕事と子育て・介護の両立支援や男女がともに働きやすい職場づくりなど、ワーク・ライフ・バランスを推進している区内の事業者を表彰し、広報誌や目黒区ホームページなどでその取組を広く紹介する。
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	多くの方に受講してもらえるように、平成23年度は土曜日に実施した。	推進事業者に選定された事業者は、副賞として目黒区ホームページに一定期間バナー広告を無料で掲載できるようにし、表彰だけではなく実質的なメリットを受けられるようにした。
6	取組の実績・効果	<p>・受講者数</p> <p>平成22年度 延べ27人</p> <p>平成23年度 延べ43人</p>	6月～7月に申請受付
7	今後の課題	講師や内容を工夫する。	ワーク・ライフ・バランスの推進が、従業員だけではなく事業所にメリットがあることを感じてもらうこと、また表彰制度に「お徳感」を盛り込んでいくことが必要だと考えている。
8	その他特記事項		平成24年度から5年間実施予定
9	参考URL		

		21	22
都道府県名		東京都	
市町村名		目黒区	世田谷区
担当部課名		総務部人権政策課	生活文化部人権・男女共同参画担当課
TEL		03-5722-9214	03-5432-2260
1	導入時期	平成24年4月	平成19年10月
2	項目	イクメン写真&川柳コンテスト	世田谷区男女共同参画先進事業者表彰
3	概要	<p>・積極的に子育てを楽しんだり家事をしたりする男性の写真や川柳を募集し、区民投票により入賞作品を決定する。</p> <p>・施設での展示や区の情報誌、ホームページへの掲載などにより、ワークライフバランスを周知する。</p>	<p>「男女がそれぞれの個性と能力を十分発揮できる社会の創出」実現のため、仕事と家庭の両立ができる働き方、女性の能力の積極的活用等男性も女性もいきいきと働くことができる就業環境の整備に功績顕著な事業者の表彰を行う。</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	<p>展示する際に状況がわかるように、写真には100字程度のエピソードを添えてもらうこととした。</p>	<p>区内産業の育成振興に貢献し、功績顕著な者への表彰である、「世田谷区産業表彰」にあわせて実施することで、区内企業への男女共同参画推進に向けた意識の醸成につながられるよう留意した。</p>
6	取組の実績・効果	4月中旬～6月中旬応募受付	<p>平成19年度から毎年2～3事業者への表彰を行っている。引き続き取り組むことにより、区内企業における男女共同参画の一層の推進を図る。</p>
7	今後の課題	<p>「イクメン」という言葉の周知と、積極的に子育てを楽しんだり家事をしたりする男性を増やすことを通じて、いかにワーク・ライフ・バランスを推進していくかが課題。</p>	<p>企業のポジティブアクションに関する認知度が低いことから、先進事業者表彰にあたる男女共同参画推進の取組みが進まないため、さらなる企業への啓発を進める必要がある。</p>
8	その他特記事項		
9	参考URL		

		23	24
都道府県名		東京都	
市町村名		杉並区	豊島区
担当部課名		保健福祉部子育て支援課	総務部男女平等推進センター
TEL		03-3312-2111	03-5952-9501
1	導入時期	平成18年4月	平成20年4月
2	項目	杉並区子育て優良事業者表彰制度	区内企業ワーク・ライフ・バランス取組事例集
3	概要	<p>(概要) 区内の企業及び事業者の子育て支援への取り組みを促進するため、子育て支援に積極的に取り組み、その成果を挙げている事業者を表彰するとともに、ワーク・ライフ・バランスに向けた取り組みの普及促進を目的とする。</p> <p>(特徴) ・表彰区分 最優良賞、優良賞、特別奨励賞 ・賞状・トロフィー・優良事業者ステッカーの交付 ・区広報紙、区公式ホームページ及びすぎなみ子育てサイトで紹介</p>	A5版の冊子形式。平成20年度から平成23年度まで各年1回、第1集から第4集まで発行した。1回につき、7社から10社の取り組みを紹介。
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	区内事業者の多くは中小企業であり、次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画を策定している事業者は少ないのが現状である。平成23年4月より策定義務が従業員101人以上の企業に拡大されたことを受け、区内の中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みに対する支援が重要な課題であることから、表彰基準の見直し等を図りながら事業を実施している。 また、表彰区分についても、仕事と家庭のバランスに配慮した働き方や子育て支援に関する地域貢献を実施しているなど事業者独自の有益な取り組みを表彰できるよう工夫している。	実際に企業が取り組んでいることを紹介することにより、「自社でもできることがある」という意識を持ってもらうことを目的に作成・発行した。取り組んでいる共通項目を表にしわかりやすくした。
6	取組の実績・効果	平成18年度の事業実施からこれまで32事業者を表彰している。また、受賞事業者の取り組みを紹介する啓発冊子を作成し、区内事業者あて配布するとともに区広報、公式ホームページや子育てサイトにもその取り組みを紹介することで、ワーク・ライフ・バランスの啓発促進に努めている。 最近では、中小企業、個人事業主やNPO法人などからの応募も増えていることから、ワーク・ライフ・バランス及び表彰制度について一定の効果が認められる。	平成20年度「区内企業ワーク・ライフ・バランス取組事例集第1集」 500部 平成21年度「区内企業ワーク・ライフ・バランス取組事例集第2集」 1,600部 平成22年度「区内企業ワーク・ライフ・バランス取組事例集第3集」 1,500部 平成23年度「区内企業ワーク・ライフ・バランス取組事例集第4集」 1,600部
7	今後の課題	今後は、より一層制度の周知を図るとともに、区内の中小事業者の取組みにもさらに焦点をあて、引き続き優良事業者の発掘に努める。また、受賞者への支援措置の拡充を検討していく。	冊子形式で配布していたが、配布先が限定されてしまうため、区のホームページでの掲載を検討中。
8	その他特記事項	表彰制度とは別に、隔年でワーク・ライフ・バランスの啓発ポスターを作成し、区内施設及び区内事業者あて送付し掲示をお願いしている。	
9	参考URL		http://www.city.toshima.lg.jp/jinken/danjokiyodo/16823/016824.html

		25	26
都道府県名		東京都	
市町村名		北区	板橋区
担当部課名		子ども家庭部男女共同参画推進課	政策経営部男女社会参画課
TEL		03-3913-0161	03-3579-2486
1	導入時期	平成22年4月	平成24年10月
2	項目	北区仕事と生活の両立推進企業認定制度及び仕事と生活の両立推進アドバイザー派遣制度	板橋区ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰
3	概要	<p>・区内従業員数300人以下の中小企業を対象に、仕事と生活の両立や男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を認定し、その取り組みを応援する。</p> <p>・認定された企業に対しては、求人等企業広告掲載料補助等の支援を行う。</p> <p>また、仕事と生活の両立に取り組もうとする企業や取り組みをさらに向上させようとする企業には専門のアドバイザーの派遣を行う。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、仕事と生活の両立支援や、男女が共に働きやすい職場環境に取り組む中小企業や団体等を表彰し、その取り組みを広く周知社会的に評価されるしくみをつくる。</p> <p>【対象となる取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長時間労働削減 ○ 年次有給休暇の取得促進 ○ 仕事と育児、介護両立支援 ○ 男女がともに働きやすい職場づくり ○ 地域活動への貢献 ○ 女性の積極的活用 など
4	申請等に必要書類	北区仕事と生活の両立推進企業認定申請書・北区仕事と生活の両立推進アドバイザー派遣申請書	(1)申請書 (2)推進チェックシート (3)従業員アンケート
5	実施に当たって留意・工夫した点	認定された企業に対して、求人や企業PRのための広告費用を助成する。	いかに中小企業や団体等の需要に合わせたものとしていくか。
6	取組の実績・効果	認定企業:平成22年度3社、平成23年度2社 アドバイザー派遣企業:平成22・23年度とも0社	
7	今後の課題	応募していただく企業が少ないため、さらなる制度のPRが必要	板橋区内の中小企業、団体等の実情の把握 中小企業、団体等の需要に合わせた取組の推進
8	その他特記事項	平成22年度から26年度までの5年間の事業	
9	参考URL	http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/590/059063.htm	

		27	28
都道府県名		東京都	
市町村名		足立区	葛飾区
担当部課名		地域のちから推進部 区民参画推進課 男女共同参画推進係	総務部 人権推進課
TEL		03-3880-5222	03-5698-2211
1	導入時期	平成21年4月	平成21年5月
2	項目	足立区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	葛飾区中小企業のための仕事と生活の調和応援事業
3	概要	<p>○趣旨 経営者と従業員が協働して経営の効率化と従業員の生活の充実を進めている会社をワーク・ライフ・バランス推進企業に認定し、さまざまな行政サービスを優先的に提供することで、企業と従業員の取組みに対して成果を還元し、企業経営と従業員の生活の充実を支援する。</p> <p>○対象 事業の本拠地が足立区内にあり、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる中小企業</p> <p>※取り組み例 ・マニュアルを作成して、業務効率化に取り組んでいる。 ・従業員の意見・要望等を反映できる体制を進めている。 ・長時間労働の削減に取り組んでいる。 ・育児休業や介護休業の充実に取り組んでいる。 ・子どもの病気で急な休みの時、職場でフォローし合える体制をとっている。</p> <p>○認定企業のメリット ・区のおっせん融資を利用した際の信用保証料の全額補助 ・区の一部の契約業者選定において、ワーク・ライフ・バランスを評価項目指標に追加 ・会議・研修会等で産業センター3階交流室の無料貸出(回数制限あり) ・地域学習センターを利用する際の使用料を5割減額(回数制限あり) ・認定企業で働く区民の方が、保育所や学童保育室へ入所申請した際、入所基準指数に加点 ・認定企業で働く区民の家族が、特別養護老人ホームに入所申請した際、評価基準に加点 など</p>	<p>「東京都中小企業両立支援推進事業助成金」の交付を受けた区内に本社を置く、従業員300人以下の企業、団体等を対象に夏季の経費を助成し、もって葛飾区内中小企業等の仕事と生活の調和への取組を支援する。</p> <p>助成内容 (1) 意識啓発助成金 (2) 社内ルールづくり助成金 (3) 育児休業取得応援助成金 (4) 育児短時間勤務制度利用促進助成金</p>
4	申請等に必要書類		<p>・都助成金交付要綱第8条に規定する事業計画書の写し ・都助成金交付要綱第13条に規定する実績報告書の写し ・都助成金交付要綱第14条に規定する助成額確定通知書の写し</p>
5	実施に当たって留意・工夫した点	庁内の既存の行政サービスについて、会議室等施設使用料を減免したり評価基準や指数を加点するなどの優遇措置により、全庁的サービスを提供している。	<p>・企業へ本事業を周知するため、企業向け啓発紙、広報、講座等でのお知らせや「とうきょう次世代サポート企業」登録企業への案内送付などを行っている。 ・都助成金の額の確定通知を受けた企業を対象とするため、対象事業が完了した日から完了日の翌年度末日まで申請及び請求ができるものとしている。 ・葛飾区施工能力審査型総合評価方式試行に関する要綱において、施工能力審査型総合評価方式入札の地域貢献度の評価項目として、「次世代育成支援への取り組みについて」を規定している(葛飾区から両立支援体制の整備に係る経費の助成を受けた場合)。</p>
6	取組の実績・効果	施設使用料の減額制度を利用する企業は年々増えてきている。その他のサービスについても、周知とともに利用実績が上がってきている。	<p>平成21年度 7企業 平成22年度 7企業 平成23年度 4企業</p>
7	今後の課題	企業への支援サービスの充実と現在提供しているサービス内容の見直し	東京都の助成制度が24年度をもって終了するため、企業のWLBへの取組を支援することを目的とする新たな事業等の検討が必要とされる。
8	その他特記事項		
9	参考URL		http://www.city.katsushika.lg.jp/40/002251.html

		29	30
都道府県名		東京都	東京都
市町村名		江戸川区	立川市
担当部課名		経営企画部企画担当係	総合政策部男女平等参画課
TEL		03-5662-6045	042-528-6801
1	導入時期	平成23年6月	平成23年4月
2	項目	江戸川区産業賞 ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度
3	概要	<p>・昭和30年に創設した江戸川区産業賞に、「ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰」部門を設立。</p> <p>・対象は、区内に本社又は主たる営業所を置き、常時雇用する従業員が300人以下の企業又は団体で、仕事と生活の調和の取組を推進している企業等。</p>	市内の事業所でワーク・ライフ・バランスに関する取組を積極的に行なっている事業所を認定する。
4	申請等に必要書類		ワーク・ライフ・バランス推進事業所チェックシート
5	実施に当たって留意・工夫した点	江戸川区は、中小企業が多いため、大企業のような制度を持つ企業等が少ないと考えられたため、表彰基準は個別条件を設けず、「仕事と生活の調和の取組を推進している企業」という条件とした。 ※審査においては、労働関係法令の順守状況、ワーク・ライフ・バランスの推進状況を確認している。	
6	取組の実績・効果	受賞企業については、区広報紙、区ホームページで紹介した。 新聞からの取材もあり、受賞企業の取り組みの紹介を通し、ワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発も図れた。	市内の4事業所を認定
7	今後の課題	応募していただく企業を増やすため、さらなるPRと対象となる企業の発掘が必要と考えている。	より多くの事業所が応募してくるような仕組みが必要
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kurashi/jigyosha/work_life_balance/index.html	http://www.city.tachikawa.lg.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=8986

		31	32
都道府県名		東京都	
市町村名		三鷹市	町田市
担当部課名		企画部企画経営課平和・女性・国際化推進係	市民部市民協働推進課男女平等推進センター
TEL		0422-45-1151(内線2116)	042-723-2908
1	導入時期	平成22年3月	平成20年4月
2	項目	三鷹市仕事と生活の調和推進宣言	町田市仕事と家庭の両立推進企業賞
3	概要	<p>【宣言内容】 「少子化対策や次世代育成支援を推進していくためには、地域における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる環境が不可欠です。三鷹市は、「平成21年度仕事と生活の調和宣言都市」の決定を契機に、基礎自治体の役割を深く認識し、市民一人ひとりが自らの仕事と生活の調和のあり方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たせるよう、仕事と生活の調和を推進する事業に積極的に取り組むことを宣言します。」</p>	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進に積極的に取り組む市内の企業及び事業所に対し、賞状を贈呈することにより、その取組について広く企業及び事業所や市民等へ周知し、仕事と生活の調和推進の取組への意識啓発を図ることを目的として実施している。
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	地域、家庭、事業者を含めた、三鷹市全体としての啓発事業を展開していくことが必要とされる。	「仕事と家庭両立推進企業賞」の表彰式とあわせて、集客力のあるイベントを行うことで、仕事と生活の調和推進の取り組みをより多くの市民に意識啓発できる。
6	取組の実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間や男女雇用機会均等月間に、横断幕や懸垂幕を掲示し、広く市民への普及啓発を図ってきた。 ・啓発グッズ(クリアファイル、ボールペン、ポケットティッシュ)を作製し、関連事業などで配布することにより、市民への普及啓発を図ってきた。 ・男女平等参画講座などの各種啓発事業で、「ワーク・ライフ・バランス」をテーマとした事業を多く実施してきた。 	平成20年度から4回(年に1回)開催し、計14社を表彰した。
7	今後の課題	更なる認知度アップに加え、事業者への啓発も積極的に実施していく必要がある。	回を重ねるごとに、企業表彰の応募が減ってきている。企業への効果的な周知、意識啓発のためには庁内関係部署や協力団体との連携、関係機関との情報共有が不可欠で、協体制を整えながら進めていくことが今後の課題である。
8	その他特記事項		
9	参考URL		http://www.city.machida.tokyo.jp/community/danjo/sigotoseikatutyouwa.html

		33	34
都道府県名		新潟県	石川県
市町村名		糸魚川市	金沢市
担当部課名		産業部商工農林水産課企業支援室	経済局労働政策課
TEL		025-552-1511	076-220-2199
1 導入時期		平成23年4月	平成5年4月
2 項目		糸魚川市ワークライフ・バランス推進事業補助金	勤労者育児・介護休業資金利子補給
3 概要		<p>○趣旨 地域のワークライフバランスを推進するため、育児休業を取りやすくするために代替要員を雇用したり、従業員に子育てのための短時間勤務制度を利用させた事業所に対し、助成金を交付</p> <p>○対象者 次の項目をすべて満たしている、市内に事務所・営業所を有する事業所 (1)市税の滞納が無いこと (2)補助に該当する子育て支援制度を、就業規則又は労使協定に定めていること (3)「新潟県ハッピーパートナー企業」に登録していること</p> <p>○補助要件及び金額 A 育児休業取得者の代替要員確保制度 3才に達するまでの子を対象とした育児休業取得者(雇用保険被保険者)のための代替要員を、雇用保険被保険者として6か月以上雇用する。申請は1事業所3件まで。 (1)本社が市内にある事業所 6か月30万円を基本とし、さらに雇用期間1か月ごとに5万円を加算(上限60万円) (2)本社が市外にある事業所 6か月12万円を基本とし、さらに雇用期間1か月ごとに2万円を加算(上限24万円) B 子育てのための短時間勤務制度 従業員に、小学校就学前までの子のための短時間勤務制度を、連続3月以上利用させる。申請は1事業所3件まで。 (1)本社が市内にある事業所 10万円 (2)本社が市外にある事業所 5万円 【参考】短時間勤務制度とは、次のア～ウのいずれかをいいます。 ア 1日の所定労働時間が7時間以上の従業員の、1日の所定労働時間を1時間以上短縮する。 イ 1週当たりの所定労働時間が35時間以上の従業員の、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮する。 ウ 1週当たりの所定労働日数が5日以上の従業員の、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮する。</p>	<p>○育児休業期間中の生活資金融資の利子補給</p> <p>・勤労者が安心して育児・介護休暇を取得し仕事と家庭生活を両立し、就業の継続が図られるように支援。</p> <p>融資制度概要 【融資金利】年 0.90% 【融資金額】100万円以内 【返済期間】100万円以内は5年以内 50万円以内は3年以内</p> <p>・石川県内13市町で実施 ・北陸ろくぎんが窓口 ・公定歩合に応じて補給率を算定</p>
4 申請等に必要書類		<p>A 育児休業取得者の代替要員確保制度 (1) 計画指定申請書(育休) (2) 計画指定変更承認申請書(育休) (3) 交付申請書兼実績報告書(育休)</p> <p>B 子育てのための短時間勤務制度 (1) 計画指定申請書(時短) (2) 計画指定変更承認申請書(時短) (3) 交付申請書兼実績報告書(時短)</p>	
5 実施に当たって留意・工夫した点		対象者要件として、新潟県ハッピーパートナー企業に登録していることを条件とした。	
6 取組の実績・効果		平成23年度実績 短時間勤務制度 計画指定件数4件、内補助金交付件数3件 育児休業代替要員確保制度 計画指定件数2件	平成5年4月より実施しているが、平成19年度2件以降近年の実績はなし
7 今後の課題			
8 その他特記事項			
9 参考URL		http://www.city.itoigawa.lg.jp/dd.aspx?menuid=4990	

		34	35
都道府県名		石川県	
市町村名		金沢市	小松市
担当部課名		経済局労働政策課	経済環境部商工労働課
TEL		076-220-2199	0761-24-8043
1	導入時期	平成23年4月	平成23年4月
2	項目	子育てにやさしい事業所等保育環境整備助成金	ワーク・ライフ・バランス推進優良事業者認定事業
3	概要	<p>10人未満の事業所内保育所開設に関する改修費・運営費の助成</p> <p>企業等が仕事と子育ての両立を図るために実施する、保育環境整備や次世代育成に対する取組についての必要経費の一部を負担することで、誰もが働きやすい環境の整備を促進する。</p> <p>○必要条件 ・次世代育成支援対策行動計画を届出済みであること ・10人未満の児童を受け入れる施設であること ・認可外保育施設に対する指導監督要綱の基準を満たしていること</p> <p>○助成区分 ・施設整備費 必要経費の1/2 限度額20万円 ・運営費補助 必要経費の1/2 限度額80万円 ※スタートアップに対する助成で、1年間を限度</p>	<p>○次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届出を済ませた市内事業所のうち、育児・介護などを担う労働者の雇用環境の改善のため、積極的に取り組んでいる事業者を「ワーク・ライフ・バランス推進優良事業者」として認定し、その取り組みを広く紹介するもの</p> <p>○対象は、小松市内に本社または主たる事務所を有する事業者（労働者が99人以下の事業者）で (1)仕事と子育て・介護の両立支援に取り組んでいる。 (2)長時間労働削減などに取組み、働きやすい職場づくりを行っている。 (3)従業員が地域活動等に参加しやすい環境づくりに取り組んでいる。 以上3点の要件を満たしている、会社、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人等</p> <p>・企業の実施状況を訪問による聞き取りなどで事前調査を実施、認定審査会あり 副賞10万円</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点		
6	取組の実績・効果	現在のところ実績なし	平成23年度の認定事業所は2箇所、市のホームページで取り組みを紹介している。
7	今後の課題		
8	その他特記事項		
9	参考URL		

		35	
都道府県名		石川県	
市町村名		小松市	
担当部課名		経済環境部商工労働課	経済環境部商工労働課
TEL		0761-24-8043	0761-24-8043
1	導入時期	平成22年4月	平成23年4月
2	項目	育児休業取得支援事業	介護休業取得支援事業
3	概要	<p>○市内の事業者で、一般事業主行動計画を策定し、常時雇用する労働者に育児休業を取得させる場合の補助する制度</p> <p>○対象 ①市内に本店又は主たる事務所を置く、(※)常時雇用する労働者が100人未満の事業者 ②市内に本店又は主たる事務所を置く、常時雇用する労働者が100人以上300人以下の事業者については、男性労働者に育児休業を取得させる場合に限り対象</p> <p>○補助金 育児休業期間が14～30日 5万円、31日以上 10万円、限度額 通算30万円</p> <p>○交付要件 ①一般事業主行動計画を策定し、常時雇用する労働者に対し、育児休業を1ヶ月以上与えること ②ただし、男性労働者に育児休業を取得させる場合は、育児休業を14日以上与えること ③育児休業取得後の労働者を元の職に復職させること (ただし、復職後4週間の勤務日数が、当該企業の常時雇用する労働者が通常勤務すべき日数の5割以上の場合に限り)</p>	<p>○介護休業の取得を推進するため、市内の事業者が労働者に介護休業を取得させた場合に、補助金を交付</p> <p>○対象 ①市内に本店又は主たる事務所を置く、常時雇用する労働者が100人未満の事業者 ②市内に本店又は主たる事務所を置く、常時雇用する労働者が100人以上300人以下の事業者については、男性労働者に介護休業を取得させる場合は対象</p> <p>○補助金 介護休業期間が31～61日 5万円、62～92日 10万円、93日以上15万円、限度額 1事業主通算45万円</p> <p>○交付要件 ①常時雇用する労働者に対し介護休業を31日以上与えること ②介護休業取得後、復職させること (ただし、復職後4週間の勤務日数が、当該企業の常時雇用する労働者が通常勤務すべき日数の5割以上の場合に限り)</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点		
6	取組の実績・効果	平成23年度 2件	平成23年度 該当なし
7	今後の課題		
8	その他特記事項		
9	参考URL		

	36	37
都道府県名	石川県	山梨県
市町村名	中能登町	都留市
担当部課名	企画課	総務部政策形成課
TEL	0767-74-2806	0554-43-1111
1 導入時期	平成23年7月	平成14年4月
2 項目	中能登町男女共同参画推進員の会設置	きらめき女性塾
3 概要	中能登町男女共同参画推進条例、第14条の規定に基づき中能登町男女共同参画行動計画(平成23年3月策定)の、具体的取組みの1つとして推進員の設置や男女共同参画推進応援団等が行う普及啓発活動を支援する。	市内の女性を対象に、女性の政策決定の場への参画やエンパワーメント(力をつけること)の向上を支援するための女性政策塾を開設し、行政が直面する課題や新たな施策について、塾生と行政職員と意見交換し、研鑽を積み、政策決定の場で活躍する資質を身につけることにより、各審議会委員等への登用を図ることを目的とするもの。年10回、月1回のペースで講座を開き、市長との意見交換会や学生とのワークショップ、市立病院の院長の講義などを行い、一年を通じた受講の後には、塾生たちで報告会を実施する。
4 申請等に必要書類		
5 実施に当たって留意・工夫した点	より一層の啓発を図るため、意識づくり、社会づくり、環境づくりを目的に、3部会を設置	今まで市の施策等に関心がなかった人たちに、自分たちが住む都留市についてまず知ってもらおう、市内の施設を利用した講座を実施した。また、様々な場面で対応できるようにワークショップ方式を取り入れ、自分の意見を発表できる場を設けた。
6 取組の実績・効果	○設置状況:推進員23名 ○支援(平成23年度実績) ・県政出前講座受講、ワークショップの実施、各種講演会への参加、先進地の啓発手作り紙芝居見学等の実施。 ・効果としては、推進員の会による父子親子を対象とした料理教室開催に至る。このことから、親子が男女共同参画について考えるきっかけづくりの場を提供できた。	きらめき女性塾の卒業生が、市の男女共同参画について協議し、施策を推進する機関である「都留市男女共同参画推進委員会」の委員や都留市議会議員として活躍するなど、女性の政策決定の場への進出を促した。(委員5名、市議会議員1名)
7 今後の課題	推進員の増員	都留市についてより関心を持ち、地域の活性化や男女共同参画などについて高い意識を持つ市民を増やしていくこと。市政イベントへの市民の参加率を上げていくことや、男女共同参画事業についても行政から積極的に情報発信し、行政と市民がより一体となって都留市の施策に取り組めるような体制づくりが課題として挙げられる。
8 その他特記事項	平成24年度の主な取組事業として、推進員の会主催・共催で以下のことを実施 ○「コーポの日」を年2回春と秋に設け、町のクリーン&グリーンデーと同日開催。住民への意識啓発の高揚に向け、主に家事協力を呼びかける。また、広報・HP・チラシ・町内告知端末にて周知する他、CATV用に推進員の会のメンバーによるCM作成。 ※「コーポ」の語源は協力、協同。 ○11月は男女共同参画推進講演会を、町女性協議会と共催。 ○12月は親子を対象に料理教室を開催。料理教室開催後、推進員のメンバーによる手作り紙芝居上演。 ○啓発用手作り紙芝居作成に向けて、先進地との交流会を兼ね、アドバイスを兼ねながら完成に至る。また12月の料理教室開催時に紙芝居完成披露を兼ねて上演。 ○その他、育児中の家庭を対象に、暮らしと仕事の両立に必要とされているものを探るため、育児サービスに関するニーズ調査を実施。	
9 参考URL		http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=9935

	38	39
都道府県名	長野県	岐阜県
市町村名	飯田市	瑞浪市
担当部課名	企画部男女共同参画課	市民協働課
TEL	0265-22-4560	0572-68-2111(内線341)
1 導入時期	平成19年9月	平成23年4月
2 項目	飯田市男女共同参画推進事業者等表彰	女性の視点で考える「防災・減災・復興」学習会の開催
3 概要	<p>飯田市男女共同参画推進条例(平成17年飯田市条例第126号)第21条第2項の規定により男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている事業者及び市民団体(以下「事業者等」という。)を表彰している。</p> <p>表彰の対象となる者は、男女共同参画の推進に関した次のいずれかに該当する取組を積極的に行っている事業者等とする。</p> <p>(1)女性の能力活用や職域拡大のための取組 (2)仕事と家庭生活その他の活動との両立を支援するための取組 (3)前2号に掲げるもののほか、男女が共同して参画することのできる環境づくりのための取組</p>	<p>○学習会の実施</p> <p>災害時、復興期あるいは防災については、男性の領域と考えられがちである。しかし、女性を「弱者」の枠内に閉じ込めるのではなく、女性の力を掘り起こし、「女性の視点」を活かしていく。女性は守られているだけの存在ではなく、自治防災の重要な役割を担うことができる。また、そうしなければならない。一人ひとりが「防災」に対する意識の向上を図るよう学習会を開催する。指示待ちではなく、自主的に判断し、行動できるように対処法を学習する。</p>
4 申請等に必要書類	飯田市男女共同参画推進事業者等表彰等表彰応募用紙	
5 実施に当たって留意・工夫した点	より多くの人に知ってもらうため、「市民のつどい」(市民参加の男女共同参画推進の行事)で、表彰を行っている。 また、市広報等で表彰事業者等の紹介を行っている。	<p>○同じ地域に住む5～10名程度のグループを単位とした参加者の募集</p> <p>→災害時には同じ地区に住む者がともに活動することが多いため、地区単位で防災に関する知識や意識の統一が図れるよう工夫した。</p>
6 取組の実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・H19から取組、累計で事業者4者、市民団体2者を表彰 ・事業者及び市民団体に対して男女共同参画の推進に向けた広報啓発に役立っている。 ・女性登用率が徐々に上がってきている。 	<p>女性の視点で考える「防災・減災・復興」講座</p> <p>○平成23年9月15日：第1回 災害図上訓練の開催 参加者50名、講師 市消防職員</p> <p>○平成24年2月18日：第2回 防災講演会の開催 参加者65名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災は男女共同参画で！始めようわたしの防災力」 ・講師（公財）横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜北 事業課長 常光明子氏 <p><効果></p> <p>参加人数に制約のある活動を行ったため、直接の事業対象者はあまり多くなかったが、受講者が地区の会合で報告したり、地域のまちづくり推進組織と連携した新たな取り組みが生まれるなど、2次的な効果につながった。</p>
7 今後の課題	事業者・市民団体への表彰制度の啓発促進	女性のみではなく、男性を巻き込んだ取り組みとなるよう継続して事業を実施する必要がある。
8 その他特記事項		
9 参考URL	http://www.city.yida.lg.jp/iidasvohr/www/info/detail.jsp?id=6451	

		40	41
都道府県名		愛知県	京都府
市町村名		豊田市	京丹後市
担当部課名		社会部 生涯学習課(とよた男女共同参画センター)	市民部市民課
TEL		0565-31-7780	0772-69-0210
1	導入時期	平成20年4月	平成23年7月
2	項目	ワーク・ライフ・バランス推進員による事業所訪問	市民等の表彰
3	概要	ワーク・ライフ・バランス推進員(2名)が市内の事業所を訪問し、事業主や人事担当者 と面会し、ワーク・ライフ・バランスの必要性や一般事業主行動計画の策定、育児・介 護休業制度、国・県の助成制度などについて周知、啓発を実施	「京丹後市男女共同参画条例」を平成23年7月1日から施行し、男女共同参画の推進 に関する取組を積極的に行っている市民等の表彰を行っている。
4	申請等に必要 書類		
5	実施に当たって 留意・工夫した点	ワーク・ライフ・バランス推進員の採用にあたり、市内事業所と関わり深い人(商工 会議所OB等)を採用した。	自治体における男女共同参画推進に係る表彰制度では、事業活動を行う者を対象と するものが多いが、本市ではこれに限定せず、男女が共に働きやすい職場づくりのた めの取組はもとより、ワーク・ライフ・バランス支援、その他、男女共同参画の推進に関 して他の模範になると考えられる活動や取組を行う市民等を対象としている。もって、 男女共同参画を一層推進し、女性が多様な分野で能力を発揮することができる活力 ある社会をめざすもの。
6	取組の実績・効 果	平成20年度訪問実績 184事業所 平成21年度訪問実績 239事業所 平成22年度訪問実績 191事業所 平成23年度訪問実績 186事業所 平成20年度から事業訪問を行い、現在2回目の訪問を実施	今年度から実施
7	今後の課題	訪問時での聞き取りや要望等を整理し、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所への 支援策等を検討していく。	候補者の把握、制度の周知・広報
8	その他特記事項		
9	参考URL		

		42	43
都道府県名		京都府	大阪府
市町村名		京田辺市	池田市
担当部課名		市民部市民参画課	市民生活部人権推進課
TEL		0774-64-1314	072-754-6231
1	導入時期	平成23年4月	平成15年9月
2	項目	京田辺市男女共同参画推進員の設置	オーブ・池田賞
3	概要	京田辺市男女共同参画推進条例(平成22年京田辺市条例第17号)第14条の規定に基づき、事業者及び市民団体のそれぞれの活動における男女共同参画を推進するため、京田辺市男女共同参画推進員の設置を要請し、支援する。	先駆的な活躍によって男女共同参画の推進に貢献した個人・団体・グループ・事業者を顕彰することにより、池田市の男女共同参画施策の推進を市民に周知するとともに、更なる活動への糧とし、個人が尊重され、性による固定的な決め付けのない、自分らしくのびやかに生きることのできる社会づくりへの気運の向上を図る。
4	申請等に必要書類		オーブ・池田賞 候補者推薦書(応募用紙)
5	実施に当たって留意・工夫した点		より多くの方に応募してもらえるように、広報誌やホームページで公募するとともに、市内の公共施設に応募用紙を配布した。
6	取組の実績・効果	○設置状況(平成24年4月1日現在):30名(うち企業4名) ○支援(平成23年度実績) ・情報提供:6回 ・研修会 平成24年2月24日開催 演題「ワーク・ライフ・バランスとは何なのだろうか」 講師 関西大学 社会学部教授 森田 雅也さん 参加者 10名	平成23年度までに、市民フォーラムにおいて、個人 5人、団体等 9(事業者 3、グループ 6)の表彰を行い、受賞者、受賞団体等の更なる活動への糧となった。また、男女共同参画施策の推進を市民に周知することができた。
7	今後の課題	推進員設置企業の拡大	より多くの応募が期待できるように、さらに広く制度の周知を図る。
8	その他特記事項		
9	参考URL		http://www.city.ikeda.osaka.jp/kakuka_anna/shimin_seikatsubu/jinkensuisin/5154/index.html

		44	45
都道府県名		大阪府	
市町村名		泉佐野市	松原市
担当部課名		市長公室人権推進課	総務部人権・男女参画室
TEL		072-463-1212	0725-99-8116
1	導入時期	平成21年度以降 (ベビーマッサージ講座、その他の講座はそれより以前から実施)	平成20年4月
2	項目	ベビーマッサージ講座等	和泉市男女共同参画推進事業者等事業助成金
3	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間の特別企画として、ベビーマッサージ講座を開催。子どもとのふれあいを通じ、ワーク ライフ・バランスを促進 ・男女共同参画をテーマとした料理講座や防災を考えるセミナーの実施 ・男性向けの男女共同参画をテーマとした講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事業所を有し、事業活動を行う事業者、事業団体、財団法人、社団法人等に対し、男女共同参画を推進するための研修や、諸制度の創設又は充実などの取り組み事業に対し、助成を行うもの。 ・助成金として、研修等については、最高5万円、ビデオ研修については最高1万円。また、制度の創設等については、一律3万円。
4	申請等に必要書類		研修等事業助成金交付申請書又は、制度等事業助成金交付申請書を必要な事業内容関係書類と一緒に提出。
5	実施に当たって留意・工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・男性にも参加しやすいような広報や開催日時の調整 ・一時保育の付与 ・授乳スペースの設置 	研修等については、ビデオ等を活用した研修も含むよう平成21年度から範囲を広げた。
6	取組の実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・申込希望が定員越えのこともある。 ・夫婦での参加者もある。 ・男女共同参画に係る男性グループができた。 ・受講したことを生活に活かしてみようという感想が多数みられる。 	平成21年度及び23年度に1事業者ずつの申請あり
7	今後の課題	幅広く世代に応じた企画立案	広報等に工夫をしているが、市内にある事業所は、中小企業が多く、日常業務に追われ、研修等をする時間や予算が無いとの意見があり、取り組み事業者が少ない。いかに、事業の必要性を訴えていくかが課題
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.city.izumisano.lg.jp/	http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/kvoudosankaku/osirase/ivosei.html

		46	
都道府県名		大阪府	
市町村名		和泉市	
担当部課名		総務部人権・男女参画室	総務部人権・男女参画室
TEL		0725-99-8116	0725-99-8116
1	導入時期	平成15年4月	平成15年4月
2	項目	男女共同参画推進事業(オアシス)助成金事業	男女共同参画推進事業(オアシス)助成金事業
3	概要	<p>・男女共同参画社会づくりの推進のために、市民団体が自主的に行う学習、調査研究、出版活動等に対し、助成金を交付。</p> <p>・1団体につき、最高額10万円を限度とし助成している。</p>	<p>・男女共同参画社会づくりの推進のために、市民団体が自主的に行う学習、調査研究、出版活動等に対し、助成金を交付。</p> <p>・1団体につき、最高額10万円を限度とし助成している。</p>
4	申請等に必要書類	男女共同参画推進事業(オアシス)助成金交付申請書、事業実施計画書、事業経費明細書	男女共同参画推進事業(オアシス)助成金交付申請書、事業実施計画書、事業経費明細書
5	実施に当たって留意・工夫した点		
6	取組の実績・効果	平成23年度は、7団体が申請し、様々な視点からの男女共同参画に寄与した講演会等を開催した。	平成23年度は、7団体が申請し、様々な視点からの男女共同参画に寄与した講演会等を開催した。
7	今後の課題	男女共同参画に寄与した活動をする団体が少なく、自主活動をするまでに至っていない団体も多いため、自主活動ができる団体を育てていくことが求められる一方、活動を行っている団体においても中心的世代が50、60歳代となっている団体も多く世代交代が必要となることも課題となっている。	男女共同参画に寄与した活動をする団体が少なく、自主活動をするまでに至っていない団体も多いため、自主活動ができる団体を育てていくことが求められる一方、活動を行っている団体においても中心的世代が50、60歳代となっている団体も多く世代交代が必要となることも課題となっている。
8	その他特記事項		
9	参考URL		

		47	48
都道府県名		大阪府	兵庫県
市町村名		太子町	尼崎市
担当部課名		住民室住民人権グループ	市民協働局 協働・男女参画課
TEL		0721-98-5515	06-6489-6153
1	導入時期	平成9年4月	平成19年7月
2	項目	プレママ・パパ教室	尼崎市男女共同参画推進事業者表彰
3	概要	妊婦やその夫ら家族が、出産や育児に関心を持って、協力しながら育児を楽しめるように1クール3回×年3回実施。父親の育児参加を進めるため、「妊婦シミュレーターを用いた妊婦体験」「沐浴体験」を実施して、育児の具体的なイメージがわくように講座を行っている。	職場等の環境の整備その他男女共同参画社会づくりに関する取組みを積極的に 行っている事業者を表彰し、公表することで男女共同参画社会づくりの促進を図ろうと するもの。 対象事業者は、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (国・地方公共団体を除く。)で、次のいずれかに該当するもの。 (1) 女性の採用・登用や職域拡大のため、積極的な取組みを行っている事業者 (2) 仕事と家庭の両立を支援するため、積極的な取組みを行っている事業者 (3) その他、男女が共に働きやすい職場づくりに向けて、積極的な取組みを行って いる事業者
4	申請等に必要 書類		・就業規則 ・会社概要パンフレット等
5	実施に当たって 留意・工夫した点	父親が参加しやすいようにうち1回は日曜日に実施している	
6	取組の実績・効 果	・平成21年度20人(うち父親8人)、平成22年度22人(うち父親8人)、平成23年度26人 (うち父親7人) ・初めて妊娠をした夫婦の参加が多い、父親も積極的に沐浴体験などに参加する姿 がみられ、父親としての自覚を促すことにつながっていると考えられる。	平成19年度:3事業者表彰 平成22年度:3事業者表彰 平成23年度:3事業者表彰
7	今後の課題	参加率の向上が必要	現行は関係団体(商工会議所)からの推薦によって被表彰事業者を選定しているた め、制度の周知度も低く、他事業者への波及効果が薄い状況であり、また、市報や ホームページ等での事業者の紹介のみとなっており、事業者にとってインセンティブと して魅力が少ないことから、事業者へのインセンティブも含め、より効果的な制度への見 直しを検討していく必要があると考えている。
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.town.taishi.osaka.jp/kenkou/mamoruvousai.php?eid=00044	http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/hataraku/danjo/008468.html

	49	50
都道府県名	岡山県	広島県
市町村名	倉敷市	三次市
担当部課名	人権政策部男女共同参画課	地域振興部地域振興課
TEL	086-426-3105	0824-64-2832
1 導入時期	平成22年4月	平成19年6月
2 項目	倉敷市男女共同参画社会づくり表彰	三次市女性活動サポート補助金
3 概要	男女共同参画を推進する企業を募集・選考し、1企業に「くらしき男女共同参画フォーラム」会場内で表彰する。	男女共同参画社会の形成を促進するため、地域で自主的且つ組織的に活動を行う、三次市女性連合会に対して50万円を限度に補助金を交付する。女性会が主体的に学習活動を行うこととしており、女性の能力や活力を引き出し、女性のエンパワーメントを促進している。
4 申請等に必要書類		
5 実施に当たって留意・工夫した点	女性の管理職、育児休業など、さまざまな項目で評価している。「くらしき男女共同参画フォーラム」で表彰することで、多くの人にその企業が男女共同参画を推進していることを周知することができる。	
6 取組の実績・効果	平成22年 財団法人 倉敷中央病院 平成23年 医療法人 誠和会(倉敷記念病院)	平成19年度から毎年度50万円を交付
7 今後の課題	応募する事業所が少ない。	学習内容が、男女共同参画の理念を推進する内容のものが少なく、女性が力をつけていくものとなっていない側面もある。活動内容の多くが組織内にとどまっており、より市民に男女共同参画社会づくりのアピールをしていく方向で取り組みを実践していく必要がある。
8 その他特記事項		
9 参考URL		

		51	52
都道府県名		広島県	
市町村名		福山市	呉市
担当部課名		市民局 まちづくり推進部 男女共同参画センター	市民部 人権センター
TEL		084-991-5011	0823-25-3476
1	導入時期	平成18年4月	平成21年4月
2	項目	福山市男女共同参画推進表彰制度	仕事と生活の調和推進資金融資
3	概要	男女共同参画に関する取組の推進を図るため、当該取組を積極的に行う事業者、民間の団体の表彰を行うもの	一般事業主行動計画を策定し、実行する中小企業者等に対して、その実行に要する運転又は設備資金を融資する。 ・ 融資利率: 1.6% ・ 資金用途: 運転資金、設備資金 ・ 融資限度額: 運転資金 1,000万円、設備資金 5,000万円 ・ 融資期間: 運転資金 7年以内(措置2年) 設備資金 10年以内(措置2年)
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	市広報や市ホームページ等で募集し、市民に周知するため、被表彰者の紹介、取組について、男女共同参画週間に開催する記念講演会における表彰や市ホームページ、当センターが発行している情報紙「equal」で紹介している。	低利で借入れしやすい制度とすること
6	取組の実績・効果	2006年度(平成18年度) 1件 2007年度(平成19年度) 0件 2008年度(平成20年度) 1件 2009年度(平成21年度) 2件 2010年度(平成22年度) 1件	平成21年4月より、融資制度を創設し、取り扱いを行っている。 現在のところ、制度の間合わせ等はあるが、利用実績はない。
7	今後の課題	表彰制度の周知	
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/life/detail.php?hdnKev=5533	

		53	54
都道府県名		山口県	
市町村名		下関市	平生町
担当部課名		市民部人権・男女共同参画課	総務課
TEL		083-231-7513	0820-56-7111
1	導入時期	平成20年8月	平成24年2月
2	項目	下関市女性人材登録制度	育児も、仕事も、いきいき職員のためのハンドブック「次代を担う子どもたちの育成に向けた職場計画」の作成・配付 ～職場・地域・家庭で支え合う育児への第一歩～
3	概要	政策及び方針決定の場への女性の参画をはじめ女性の活躍の場の確保を促進するため、様々な分野の女性人材を登録し、適切な情報提供を行うことにより、審議会等への女性委員の積極的登用をめざすことを目的とし策定。	このハンドブックは、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、特定事業主行動計画として策定した「次代を担う子どもたちの育成に向けた職場計画」を推進していく上で、付属資料として利用する目的で作成したものである。職員が正しく理解し、職場全体で支えあう環境づくりに努める。 1 有給休暇・夏季休暇等 2 傷病・リハビリテーション等 3 家族の責任にかかわる事項 4 母性保護に関する制度 5 社会参加・貢献
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	人材登録・当該制度の利用を促進するため、市ホームページ・ネットワークシステムによる「庁内掲示板」を活用した周知を行った。	
6	取組の実績・効果	健康や教育、環境、まちづくりなどの様々な分野で自分の意見を市政に反映できる女性の参画の場を確保・促進し、本市の各種審議会等の女性委員登用率の目標値33%の早期達成に資する。	職員の意識の改革に役立っている。
7	今後の課題	登録者の分野・年齢層の偏りの解消、登録者数を増やすことで制度の利用者を増やし女性委員登用率向上に努めたい。	
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www2.city.shimonoseki.yamaguchi.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1218180516256&SiteID=00000000000000	

	55	56
都道府県名	香川県	愛媛県
市町村名	高松市	新居浜市
担当部課名	都市創造推進局産業経済部 商工労政課	市民部 男女共同参画課
TEL	087-839-2411	0897-65-1233
1 導入時期	平成18年9月	平成23年4月
2 項目	高松市子育て支援中小企業表彰制度	市役所職員に対するワークライフバランス研修の実施等
3 概要	<p>次世代育成支援対策推進法において、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられていない従業員数が100人以下の中小企業の中で、行動計画を策定し、男性の育児休業取得促進に向けた環境整備の推進や短時間勤務制度の導入など、従業員の仕事と子育ての両立支援を図るための職場環境の整備に特に積極的に取り組んでいる中小企業を表彰することにより、市内の中小企業における次世代支援の取組を促進することを目的として実施している。</p>	<p>・市役所職員に対するワークライフバランス研修を実施 平成23年度は40歳以下の子育て世代の男性職員を対象にNPO法人ファザーリングジャパン代表 安藤哲也氏による講演を行った。 ・ワークライフバランス通信の発行(不定期 4号まで発行) 職員にはメール、市民には印刷したものを自由配布 ・職員を対象にワークライフバランスアンケートを実施、結果を公開して意識啓発に努めた。</p>
4 申請等に必要書類		
5 実施に当たって留意・工夫した点	<p>子育て支援中小企業表彰企業に贈呈している記念品は、本市特産の庵治石で作製した、子育てをイメージした彫像である。</p>	<p>・ワークライフバランス通信では、「ワークライフバランスってなに？」というところから始めて、仕事の仕方を見直す提案や研修内容の紹介等をおしてワークライフバランスを全く知らない人にも広く紹介できるよう留意した。</p>
6 取組の実績・効果	<p>・この表彰制度は、平成18年度に創設し、初年度の18年度が6企業、19年度が9企業、20年度が8企業、21年度が6企業、22年度が8企業、23年度が5企業の延べ42企業等に表彰をしている。 ・これらの企業は、ノー残業デーの設定のほか、年次有給休暇の取得促進、育児休業や両立支援制度の利用促進などに積極的に取り組んでおり、取組内容を、本市ホームページ「もっと高松」や広報たかまつ、たかまつ労政だよりなどで詳しく紹介することにより、表彰企業のイメージがアップし、もって、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られた。</p>	<p>・人事課を巻き込んで職員研修プログラムのひとつに組み込むことができた。24年度は管理職を対象に「イクカン」研修を実施予定。さらに、今後も対象を変えて継続的に実施する予定。 ・目に見える具体的な効果はないが、こういう生き方、考え方があり、市として推進する必要があるということアピールできたと思う。</p>
7 今後の課題	<p>次世代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育まれる社会の実現に向けて、行政だけでなく、企業も一体となった、次世代育成支援への取組が強く求められており、次世代育成支援対策推進法において、「一般事業主行動計画」の策定が努力義務となっている中小企業に対し、香川労働局や県と連携し、より効果的な広報を行うことにより、制度の普及・啓発を推進することが課題となっている。</p>	<p>新居浜市役所では男性職員の育児休業取得者がまだいないので、取得に向けての周知を図りたい。</p>
8 その他特記事項	-	
9 参考URL	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/8240.html	http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/kakuka.php?sec_sec1=36

	57	58
都道府県名	高知県	福岡県
市町村名	高知市	久留米市
担当部課名	市民協働部人権同和・男女共同参画課	商工観光労働部労政課
TEL	088-823-9913	0942-30-9046
1 導入時期	平成24年4月	昭和53年(両立支援分野は平成14年)
2 項目	高知市男女共同参画推進企業表彰	仕事と家庭の両立支援モデル事業所(久留米市雇用優良事業所表彰)
3 概要	<p>男女共同参画に関する取組みを積極的に実施している事業者 (高知市内に事務所または事業所がある個人事業主、法人、各種団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス ・ポジティブ・アクション ・次世代育成 <p>以上3つの項目について取り組んでいる企業</p>	<p>○選定基準 次の1～3をすべて満たす事業所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に定められた育児・介護休業制度、時間外労働を制限する制度、深夜業を制限する制度、勤務時間短縮等の制度を導入していること。 2. 次のいずれかに該当すること。 ①上記1の制度が、法を上回っており、かつ利用実績があること。 ②男女労働者の仕事と家庭の両立を可能にする独自の制度を導入し、かつ利用実績があること。 3. 男女労働者が、仕事と家庭の両立をしやすい企業風土づくりに努めていること。
4 申請等に必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・応募(推薦)用紙 ・チェックシート ・就業規則等 ・取組み実績を証明するもの(コピー可) 賃金台帳・雇用保険や健康保険の関係書類 育児休業手当申請書・休暇申請書 活動研修報告書・写真等 	
5 実施に当たって留意・工夫した点	<p>どのような点が評価されるのか、分かりやすいようにチェックシートを作成した。</p>	<p>制度設計だけではなく、利用実績を重視している。</p> <p>また、表彰事業所については、市広報誌・市内事業所向け広報誌(「商工労働ニュース」)のほか、市ホームページの「仕事と子育ての両立支援の推進」サイトで、「両立支援に関する企業の取り組み事例の紹介」として案内している。</p>
6 取組の実績・効果	<p>本年度よりの募集であるので、実績・効果は現時点で不明 (平成24年6月29日募集締切→7月審査→8月1日高知市男女共同参画の日報彰)</p>	<p>仕事と家庭の両立支援モデル事業所として、これまでに18事業所を表彰。</p>
7 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・企業側への周知方法の工夫 ・企業側にもメリットのある表彰制度にすることの工夫 ・企業側が取り組みやすく、男女共同参画が推進される取組み項目の設定 	<p>法を上回る取組みを選定基準としているが、法改正により基準が上がっていくため、表彰事業所の掘り起こしが年々困難になっている。</p> <p>また、市内事業所はそのほとんどが中小企業であり、両立支援に関する独自の取り組みはあるものの、就業規則等への明文化まで至っていない事例も多く、表彰対象となっていない。</p>
8 その他特記事項		
9 参考URL	http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/124/kigyout.html	http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1070sangyou/2060koyouroudou/3070hyoushou/40

		59	60
都道府県名		佐賀県	熊本県
市町村名		佐賀市	宇城市
担当部課名		企画調整部男女共同参画課	総務部人権啓発課男女共生係
TEL		0952-40-7014	0964-32-1111
1	導入時期	平成20年5月	平成20年4月
2	項目	男女共同参画推進協賛事業所の取組紹介	男女共同参画推進事業者表彰
3	概要	「ワーク・ライフ・バランス」の視点に立った働き方の意識の改革や雇用状態の多様化に対応できる条件整備が事業者には求められるため、男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業所を「男女共同参画推進協賛事業所」として募集し、取組内容を対外的に紹介することにより事業所のイメージアップと他事業所への啓発に繋げていくことを目的とする。また、協賛事業所との協働により男女共同参画の推進を図る。	男女が共に参画することができる職場作りに積極的に取り組んでいる事業者を、市が表彰するというもの。その表彰式は、一般市民向けの啓発イベント「パートナーシップ・フェスティバル」にて実施し、取り組み内容などを発表している。事業者の功績を称え、男女共同参画社会作りに関する市民および、事業者の関心と意欲を高めることを目的とする。
4	申請等に必要書類		男女共同参画推進事業者表彰 応募用紙
5	実施に当たって留意・工夫した点	行動計画策定指針(5項目)、育児・介護休業法(1項目)、男女雇用機会均等法(2項目)及び女性の能力活用、男女共に働きやすい職場環境づくり(4項目)の合計12項目を定め、その中で以下のように基準を、満たすよう定めた。 ・従業員が101人以上の事業所: 該当項目6項目 ・従業員が101人未満の事業所: 該当項目3項目	広報紙で募集をかける一方で、応募が見込めないときには係が、市内の企業クラブなどを通じて、対象となる事業所を見付けたり、各事業所の取り組みを調査したりしている。
6	取組の実績・効果	・平成24年5月1日時点登録事業所 59事業所 ・登録事業所は佐賀市ホームページ上で公開するほか年間2回発行している情報誌に掲載する。 ・平成23年度には登録事業所向けの研修を行った。	各年度当たり1つの事業所を表彰しており、表彰事業者は現在4つ。その取り組み内容は広報紙で紹介し広く周知を図っている。
7	今後の課題	協賛事業所の拡大及び市民への男女共同参画協賛事業所の周知	現在、応募が少ない(年度によっては無いこともある)ため、本事業に対するいっそうの周知を図っていく必要がある。同時に、対象となる事業所を増やしていくための取り組みを進めていかなければならない。
8	その他特記事項	平成23年4月1日から佐賀市が行っている中小企業向け融資制度の中の利子助成事業やワークライフバランス応援貸付の要件の中に男女共同参画推進協賛事業所であることを設定した。(事業実施期間は平成23年4月1日～平成25年3月31日)	
9	参考URL	http://www.city.saga.lg.jp/contents.isp?id=16272	

		61
都道府県名		沖縄県
市町村名		うるま市
担当部課名		企画部企画課共同参画係
TEL		098-973-5005
1	導入時期	平成17年4月
2	項目	うるま市女性人材登録事業
3	概要	男女が対等な立場で政策や方針の決定課程に参画できる環境づくりや女性の能力を社会に生かすために審議会等への女性の登用を図ることを目的とする。
4	申請等に必要書類	
5	実施に当たって留意・工夫した点	うるま市内に在住・在勤し又は市出身の20歳以上の女性を対象とし、市の審議会等各種委員会の委員の人材情報として活用
6	取組の実績・効果	従来は男性委員で占めていた商工・観光関連委員会設置の際も女性人材リストの周知が進み、女性人材リストから登用したいとの要望が相次ぐ。
7	今後の課題	・女性人材リストへの登録者を増やす ・女性人材リストについて周知徹底
8	その他特記事項	女性人材リスト登録者は、市在住者はもとより本市出身者も含める。
9	参考URL	http://www.city.uruma.lg.jp/5/4733.html